

2026年6月19日

兵庫労働局
局長 金成 真一 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 那 須 健
連合兵庫ジェンダー平等推進委員会
委員長 佐 藤 暢 彦
連合兵庫女性委員会
代表委員 中西織絵・原有希・村尾麻衣

男女平等参画社会の実現に向けた要請

貴職におかれましては、兵庫県内における労働条件の改善や労働災害の防止、さらには適正な雇用環境の確保など、労働行政の広範な推進に日々多大なるご尽力を賜っておりますことに、深く敬意を表します。

さて、連合は2004年より毎年6月を「男女平等月間」と定め、男女平等参画社会の実現に向けた集中的な取り組みを展開しております。

現在、わが国は深刻な労働力不足という構造的課題に直面しています。この困難を克服し、持続可能な経済社会を維持するためには、性別や年齢、就労形態などを問わず、すべての働く者が尊厳を守られ、その能力を最大限に発揮できる職場環境の構築が不可欠です。

とりわけ、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や、男女間の賃金格差の是正は、企業の持続可能性を左右する喫緊の課題となっています。また、改正育児・介護休業法の施行を見据えた柔軟な働き方の実現、さらには深刻化するカスタマー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントへの対策など、行政の指導が現場の変革を後押しする役割はこれまで以上に大きくなっています。

誰もが自分らしく、将来にわたって安心して働き続けられる「男女平等参画社会」の実現をめざし、現場の働く者の声を踏まえた以下の項目について、貴職による適切な指導および労働施策への反映を強く要請いたします。

要請事項

1. 女性活躍の推進と実効性のある格差是正

常時雇用する労働者が100人以下の企業を含めたすべての企業に対し、女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定のための支援を行うこと。

また、「男女の賃金の差異」「女性管理職比率」の状況把握、男女間格差の要因分析・是正に向けた取り組みを促し、定着をはかること。あわせて、それらの実態や取り組みなどについて「女性の活躍推進企業データベース」を活用した外部への公表を促すこと。

2. あらゆるハラスメントの根絶に向けた周知・啓発

改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法の施行を見据え、雇用管理上の措置義務となるカスタマー・ハラスメント対策、求職者等へのセクシュアル・ハラスメント対策について、事業主に周知すること。

3. 改正育児・介護休業法の定着と多様な家庭環境への配慮

事業主に対し、改正育児・介護休業法における「柔軟な働き方を実現するための措置」の確実な実施を促すとともに、仕事と育児の両立に関する制度の個別周知および意向確認や制度を利用しやすいよう雇用環境整備を促すこと。

また、子に障害がある場合や医療的ケアを必要とする場合、ひとり親家庭の場合には、各両立支援制度の「利用期間の延長」や休暇の「付与日数の増加」などの配慮を事業主に促すこと。

以上